

P M A C PROFILE 2026

私学事業団のご案内
令和8年度

CONTENTS

ごあいさつ	1
私学事業団の概要	
私学事業団の設立と目的	2
運営基本理念・運営方針	3
業務・シンボルマーク	4
沿革・資本金	5
助成業務	
補助事業	6
貸付事業	9
助成事業	12
寄付金事業	13
若手・女性研究者奨励金の募金	14
若手・女性研究者奨励金の交付	15
学術研究振興基金の募金／ 学術研究振興資金の交付	16
減免資金交付事業	
授業料等減免費交付金の交付	17
経営支援・情報提供事業	
私立学校に対する経営相談及び 教育・経営に関する情報の分析、提供	18
共済業務	
共済事業概要	20
短期給付事業	22
年金等給付事業	24
福祉事業	28
直営施設	30
共済業務の照会・一般相談	33
運営組織	
役員等	34
組織図	35
私学事業団案内図	36

ごあいさつ

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 **福原紀彦**



「超」高齢化「極」少子化とAIの時代を迎える日本社会にとって、今、私学の価値と役割を再認識し再構築すべき歴史的に重要な時期を迎えています。私学の個性と多様性を発揮し、先人の経験のない状況のなかでも、知恵と勇気を出し合って改革を進めなければなりません。そのための視点として、①私学経営の制度基盤の改善強化（変革を乗り越える学校法人の組織強靱化、改正私学法への対応をデスクワークに終わらせないで実質化すること）、②私学経営の財政基盤の改善強化（自主・自律・持続的経営と発想の大転換、資金調達・資産運用の積極化）、③私学の連携・再編・統合の推進（多様な知の拠点の維持を競争でなく共創で実現、産官学金・地域・中高専大各種連携の推進）が大切であり、AI・データサイエンスを活用した学校法人業務の改革が急務と言えます。

日本私立学校振興・共済事業団は、私立学校の教育研究の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資する機関です。助成業務を拡充するため、私学事業団は政府の全額出資を受けており、令和8年3月末現在の資本金は1,086億7,786万3,000円となっています。

私学事業団は、社会の負託に応えて私立学校の果たす機能の充実を図ることを責務として、私立学校の活動に対する「助成業務」と、私立学校に働く教職員の福利厚生の向上のための「共済業務」を遂行しています。「助成業務」では、①補助事業、②貸付事業、③助成事業、④寄付金事業（受配者指定寄付金、若手・女性研究者奨励金、学術研究振興基金）、⑤修学支援・授業料等減免資金交付事業、⑥経営支援・情報提供事業により、私立学校教育を支えるために必要な支援を総合的かつ効率的に行っています。また、「共済業務」では、①短期給付（健康保険）事業、②年金等給付事業、③福祉事業（保健・医療・宿泊・貯金・貸付け等）を運営しています。現下の厳しい社会情勢のもとにあっても、効果的な補助金の配分、長期・低利融資の実施、寄付金募集活動の支援、経営支援・相談、授業料等減免による修学支援などの充実・強化に努めるとともに、私学共済の加入者・被扶養者・年金受給者の方々の福利厚生の向上に寄与して参ります。

本事業団では、私学を取り巻く環境がいっそう厳しくなる時代に向けて、助成業務と共済業務の着実な執行を通じ、社会とともに歩む私学の振興をはかり、私学関係者の皆様に安全と安心をもたらす使命をしっかりと果たして参りたいと考えております。皆さまの御健勝を心よりお祈りし、引き続き、日本私立学校振興・共済事業団の事業活動に対しまして、温かく力強いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私学事業団の概要

私学事業団の設立と目的

日本私立学校振興・共済事業団は、私立学校の教育の充実・向上及びその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的として、平成10年1月1日に設立されました。

設立前は、私立学校教職員共済組合（昭和29年設立）及び日本私学振興財団（昭和45年設立）として運営されていましたが、平成7年2月24日に閣議決定された「特殊法人の整理合理化について」における「私学振興のための基盤整備を図る観点から、公的社会保険制度における役割に配慮しつつ、私立学校教職員共済組合と日本私学振興財団を統合する」に基づき、平成10年に両法人は統合され、現在に至っています。統合前における両法人の業務はいずれも私学振興を図る上で重要な役割を果たしていることから、そのすべてを承継するとともに、さらに私学関係者の要望に応えるべく新たな事業を加え、より強固な基盤の上に立って私学振興の役割を担ってきています。

その後、平成13年12月に策定された特殊法人等整理合理化計画により、共済組合類型の法人として整理され、平成15年10月から、助成業務について独立行政法人に準じた管理手法が導入されました。この制度は、文部科学大臣が指示する明確な達成目標（中期目標）の下に、自主性、自立性、効率性及び透明性のある法人運営を確保するとともに、国民に対する説明責任を果たすことを求めるものです。そのため助成業務において、目標の達成を目指す業務の実績に対しては、文部科学大臣から評価を受けることになり、評価結果に基づき、業務継続の必要性や組織の在り方等の検討がなされることとなっています。



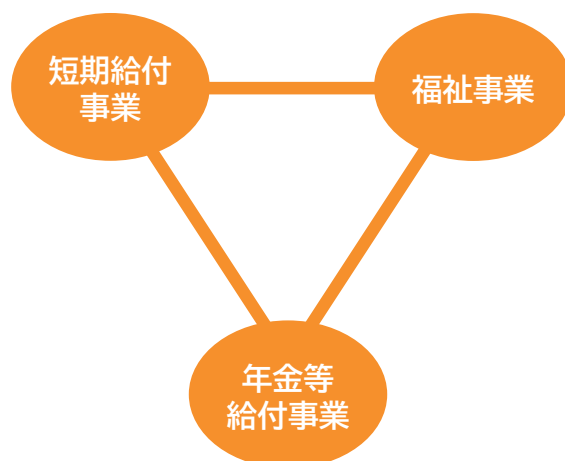
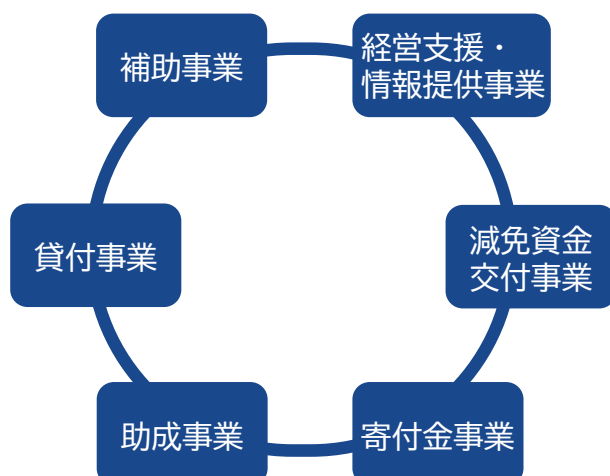
助成業務

私学助成など私学に対する援助に必要な業務を総合的に実施



共済業務

私学に勤務する教職員の公的な医療・年金保険をはじめとする福利厚生を実施



運営基本理念

私たち日本私立学校振興・共済事業団は、私学振興に係る業務を総合的に実施し、私立学校における教育と研究の充実、向上及び経営の安定に寄与するとともに、教職員の福利厚生の実を図り、私学振興の先導的な拠点として、日本の教育・研究の発展に貢献してまいります。

運営方針

私学事業団では運営方針を以下のように定めています。

〔助成業務〕

事業団の助成業務は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定を図るため、補助金の交付、資金の貸付け、受配者指定寄付金の受入れ・配付、学術研究振興資金の交付、経営相談その他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行い、もって私立学校教育の振興に資することを目的としている。

近年の情報化やグローバル化、少子化等の影響により学校法人を取り巻く環境は大変厳しいものがある。現在、学校法人は、多様化する社会情勢に対応すべく、教育改革や管理・運営体制の強化に取り組み、組織の見直し、教育研究面、経営・財政面の改革等を真剣に進めており、具体的な私学振興方策の中核的な担い手である事業団の果たす役割はますます重要なものとなってきている。

このような状況の中で事業団は、今後とも国の基本的な政策目標を踏まえ、私学団体等との連携を図りつつ、学校法人に対する経営支援をはじめとする業務について、その重点化、効率化に努めるとともに一層の充実・強化を図っていく。

なお、助成業務については、国から運営費交付金等の業務運営に係る補助を受けることなく、主として貸付事業の収益によって、人件費を含む全ての事務・事業に係る経費を賄っており、今後とも自主的・自立的運営を進める。また、業務運営に係る費用を上回る収益が出た場合には、私立学校の教職員の研修事業等に対する助成を行うこととしている。

〔共済業務〕

事業団の共済業務は、私立学校教職員共済法に基づき、私立学校教職員の相互扶助事業として、私立学校教職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関する給付及び福祉事業を行う共済制度を設け、私立学校教職員の福利厚生の実を図り、もって私立学校教育の振興に資することを目的としている。

私立学校教職員共済制度は、国の社会保障制度の一環として事業団が運営しており、加入者等へのサービスの向上及び適正かつ効率的な業務運営に向けた取り組みを積極的に進めるとともに、医療保険制度改革及び年金制度改革等の課題に適切に対応し、更なる長期安定的な制度運営の確立を図り業務を遂行していく。

なお、共済業務については、加入者等からの掛金を基に各種事業を実施しているため、適切な掛金率の設定を行い、加入者ニーズに応えていくことが重要な課題となる。少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加は、給付と負担の在り方を問うものであり、事業団としては、この課題に応えるため、従来にも増して安定的な財政運営の確保に努めることとする。

業 務

助 成 業 務

- 補 助 事 業 私立大学等に対する補助金の交付
- 貸 付 事 業 学校法人等に対する資金の貸付け
- 助 成 事 業 教職員のための助成金の交付
- 寄 付 金 事 業 受配者指定寄付金の受入れと配付
若手・女性研究者奨励金の募金／若手・女性研究者奨励金の交付
学術研究振興基金の募金／学術研究振興資金の交付
- 減 免 資 金 交 付 事 業
授業料等減免費交付金の交付
- 経営支援・情報提供事業
私立学校に対する経営相談及び教育・経営に関する情報の分析、提供

共 済 業 務

- 短 期 給 付 事 業 加入者とその被扶養者の病気、ケガ、出産、死亡、休業（被扶養者は除きます）、災害などに対し給付を行います
- 年 金 等 給 付 事 業 加入者が一定の年齢に到達したときや退職したとき、障害の状態になったとき、死亡したとき、加入者や遺族に年金や一時金の給付を行います
- 福 祉 事 業 加入者とその被扶養者の福祉の向上を図るため、健康の保持増進のための事業、病院や宿泊施設の運営、貯金の受け入れ、積立共済年金、共済定期保険及び資金の貸付けなどの福利厚生に関する事業を行います

シンボルマーク



日本私立学校振興・共済事業団

「未来への希望のために開かれた
日本私立学校振興・共済事業団の窓（扉）」

シンボルマークは、私学事業団の英語名称「Promotion and Mutual Aid Corporation for Private Schools of Japan」の頭文字「PMAC」を、一つの建物のようなイメージにデザインし、各文字がまっすぐ伸び私立学校をしっかりと支える柱を表しています。

ブランドカラーについては、知性、清潔、安心を感じさせる紺色をベースに、「M」の文字を反転させ、この建物の開かれた窓（扉）を表現し、ここに、明るい未来や希望を感じさせるオレンジを用いています。

2つの窓（扉）は、「助成業務」「共済業務」を表現しています。

沿革

前身組織

日本私学振興財団

日本私学振興財団は、私立学校の施設等の整備に必要な資金の貸付け及び教職員の研修等に対する助成を主たる業務として、昭和27年3月28日に設立された「私立学校振興会」をその前身とし、その後、私立大学等の人件費を含む経常費の補助事業に、私学経営についての調査相談・助言等の業務を加え、これらの事業を総合的かつ効率的に実施する機関として、日本私学振興財団法に基づき、昭和45年7月1日に設立されました。

私立学校教職員共済組合

私立学校教職員共済組合は、当時、私学教職員の福利厚生面においては、(財)私学恩給財団・厚生年金保険・(財)私学教職員共済会・健康保険の四つの制度に任意加入であり、しかもこれらの制度は給付面や財政的基盤の面で不十分な実情であったことから、国・公立学校教職員と均衡を保てるような共済制度を設けることが関係者の間で強く要望され、私立学校教職員共済組合法に基づき、昭和29年1月1日に設立されました。

平成

- 10年1月 特殊法人日本私立学校振興・共済事業団設立（平成10年1月1日）
（日本私学振興財団と私立学校教職員共済組合の一切の業務及び権利義務を承継）
- 12年4月 介護保険制度の創設
- 13年11月 日本私立学校振興・共済事業団総合運動場を開設
貸付財源として私学振興債券の発行を開始
- 12月 直営医療機関「下谷病院」を閉院
- 14年4月 直営医療機関「東京臨海病院」を開設
- 12月 （日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律（法律第157号）公布、平成15年10月1日施行）
- 15年4月 松島宿泊所及び有馬宿泊所を廃止
- 10月 助成業務に独立行政法人に準じた管理手法を導入
- 17年10月 学校法人活性化・再生研究会を設置（平成19年8月1日最終報告）
- 11月 白浜宿泊所を廃止
- 18年11月 蔵王保養所及び那須保養所を廃止
- 19年3月 別府宿泊所、皆生保養所及び道後保養所を廃止
- 20年4月 後期高齢者医療制度の創設
特定健康診査・特定保健指導を開始
- 27年10月 被用者年金制度の一元化により、厚生年金の実施機関となる
退職等年金給付制度の創設

令和

- 2年4月 授業料等減免資金交付事業開始
- 6年3月 日本私立学校振興・共済事業団総合運動場を廃止

資本金

助成業務を拡充するため、私学事業団は全額政府の出資を受けており、令和8年3月末現在の資本金は1,086億7,786万3,000円となっています。

助 成 業 務

補助事業

私立大学等に対する補助金の交付 〈予算額 2,986億1,906万円〉

私立大学等の教育条件と研究条件の維持向上及び在学生の修学上の経済的負担の軽減並びに経営の健全化等に寄与するため、国から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを大学等を設置している学校法人に交付しています。

昭和45年度から令和7年度末までの交付額は、14兆5,010億円に達しています。

この補助金は、教職員の給与費、教育と研究の経費等を対象とする一般補助のほか、特定の分野や課程等にかかる教育・研究の振興を図るために特別補助を設けています。

私立大学等経常費補助金の予算額

(単位：千円)

区 分	令和7年度予算	令和8年度予算
一 般 補 助	277,250,000	278,212,698
特 別 補 助	20,771,637	20,406,368
合 計	298,021,637	298,619,066

注1 令和7年度の特別補助予算額には、復興特別会計予算（61,071千円）、補正予算（159,695千円）を含みます。
2 令和8年度の特別補助予算額には、復興特別会計予算（54,965千円）を含みます。

学生1人当たりの経常費補助金額

大 学

短大・高専



143千円

令和2年度



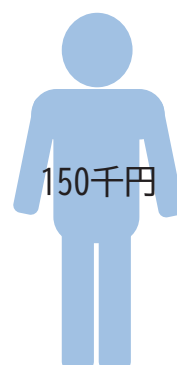
141千円

令和7年度



149千円

令和2年度



150千円

令和7年度

令和7年度 私立大学等経常費補助金交付状況

区 分		大 学	短大・高専	合 計
補 助 対 象 数 教 員 等 数 (人)	教 員	91,390	4,639	96,029
	学 生	2,038,090	72,854	2,110,944
	職 員	56,409	2,488	58,897
交 付 額 (千円)	教 員	167,505,798	5,843,214	173,349,012
	学 生	43,688,866	1,663,587	45,352,453
	職 員	50,645,429	2,053,161	52,698,590
	非 常 勤 教 員	4,590,954	254,922	4,845,876
	認証評価経費	111,916	2,813	114,729
	公衆送信経費	865,514	23,826	889,340
	特 別 補 助	19,506,351	1,113,966	20,620,317
	計	286,914,828	10,955,489	297,870,317
交 付 対 象 数	学 校 法 人	545	83	628
	学 校	586	249	835
	学 部 (科)	1,998	442	2,440

注 通信教育課程（部）も含みます。

特別補助

特別補助は、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等にかかる教育の振興を図り、私立大学等の質的向上を促進するために交付されます。

令和7年度は、次頁表のとおり206億2,031万7千円を707校に交付しました。

令和8年度予算は、前年度当初予算から2億557万4千円減の204億636万8千円（復興特別会計予算5,496万5千円を含みます）となりました。

「私立大学等改革総合支援事業」では、特色ある教育の展開、特色ある高度な研究の展開、地域社会の発展への貢献、社会実装の推進といった改革に全学的・組織的に取り組む学校に対する支援を行っています。

また、「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」では、私立大学等が少子化を乗り越えるレジリエントな私学への構造転換を図るため、日本の未来を支える人材育成を担い、付加価値を創出する新たな私立大学等のあり方を提起し、将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う経営改革の実現を図るとともに、その知見やノウハウの普及・展開を図る取組について支援しています。

補助事業

私立大学等経常費補助金特別補助交付状況

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度
I 成長力強化に貢献する質の高い教育	1,244,948	1,333,790
II 社会人の組織的な受入れ	296,981	284,205
III 大学等の国際交流の基盤整備	2,257,397	2,397,652
IV 大学院等の機能の高度化	11,746,865	11,790,489
V 東日本大震災からの復興支援	52,739	39,577
VI 「私立大学等改革総合支援事業」の 支援対象校に対する増額	4,113,990	3,643,285
VII 「少子化時代を支える新たな私立大学等の 経営改革支援」の支援対象校に対する増額	890,000	1,101,450
VIII 令和7年前線による豪雨・台風第12号・ 台風第15号からの復興支援	–	29,869
令和6年能登半島地震、梅雨前線、 9月豪雨からの復興支援	221,532	–
合 計	20,824,452	20,620,317

私立大学等経常費補助金特別補助交付対象数

区 分	令和6年度		令和7年度	
	学校法人数	学校数	学校法人数	学校数
大 学	480 法人	488 校	477 法人	489 校
短大・高専	75	229	71	218
合 計	555	717	548	707

令和7年度 私立大学等改革総合支援事業による増額

区 分	対象学校数	一般補助による 増額	特別補助による 増額	増額計
大 学	175 校	6,860,427 千円	3,334,385 千円	10,194,812 千円
短大・高専	29	59,772	308,900	368,672
合 計	204	6,920,199	3,643,285	10,563,484

学校法人等に対する資金の貸付け 〈貸付計画額 600億円〉

学校法人、準学校法人及び私立学校教育の振興のため必要と認められる事業を行う者に対して、その設置する私立学校の校地・校舎等の施設設備の整備に要する資金、その他経営のために必要な資金の貸付けを行っています。

貸付対象となる事業の貸付金の種類は、次のとおりです。

一般施設費

- (1) 校（園）舎、体育館、講堂等の建築・改修事業
 注 危険建物と認定された旧耐震基準（昭和56年以前の建物）の学校施設の建て替え整備事業、防災（耐震）機能強化にかかる補助金の対象等になった改修事業及び指定避難所施設等の機能強化整備事業にかかる融資に対し、文部科学省による利子助成制度があります。
- (2) 校地等買収、造成事業
- (3) 研究高度化関連施設事業（研究所等の新築・増築・改修等）
- (4) 教育研究環境高度化推進事業
 以下①～⑤の国庫補助事業に選定された施設の改修等事業
 - ① ICT活用推進事業
 - ② 施設高機能化整備事業（校内LANの整備、情報教室の整備）
 - ③ 防災機能強化施設整備事業（防犯対策のための施設工事）
 - ④ エコキャンパス推進事業
 - ⑤ 大学・高専機能強化支援事業

教育環境整備費

- (1) 机、椅子、図書等の校教具の購入
- (2) 実験・実習用機器備品・装置、通園バス等の購入
- (3) 教育環境を充実させる等、経営のために必要な資金
- (4) 施設の取壊しに要する資金

災害復旧費 風水害、地震等により被災した建物等の復旧事業

注 東日本大震災、平成28年熊本地震及び令和6年能登半島地震により被災した学校法人等の施設の復旧費用に対しては、貸付条件を優遇した制度があります。

公害対策費 防音、大気汚染対策等の公害防止対策のための施設整備事業

特別施設費

- (1) 寄宿舍、教職員住宅、私立大学附属病院等の建築、用地買収等事業
 注 危険建物と認定された旧耐震基準（昭和56年以前の建物）の学校施設の建て替え整備事業及び私立大学附属病院の建て替え整備事業にかかる融資に対し、文部科学省による利子助成制度があります。
- (2) バリアフリー化のために校舎等を改修する事業

貸付事業

令和8年度 貸付計画額・貸付条件

(令和8年6月1日現在)

区 分	貸付計画額 (百万円)	貸付利率 (年 %)	貸 付 期 間 (据置期間を含む)	融 資 率	備 考	
一 般 施 設 費	40,400		①30年以内 ②20年以内 ただし沖縄分は 22年以内	80%以内	沖縄分 貸付利率 ①3.50 ②3.00	
一般	37,300	①3.80 ②3.30				
研究高度化関連施設	100	①3.60 ②3.10				
教育研究環境高度化 推進事業	2,500	①3.60 ②3.10				補助対象事業費から 補助金を除いた額
防災（地震）対策事業	500	①3.80 ②3.30				補助対象経費のうち 学校負担分の100%以内
教 育 環 境 整 備 費	8,000		5年6か月以内	80%以内		
校教具等	100	2.10				
教育環境充実資金	7,700					
教育環境充実資金 （大学・高専機能強化支援分）		2.40				10年以内
災害復旧経営資金		100				1.80
大型設備・情報技術整備等	100	2.60	10年以内			
災 害 復 旧 費	100	2.60	25年以内	補助金の額と同額以内	特別災害	
			20年以内	80%以内	一般災害	
公 害 対 策 費	100	3.00	21年以内	80%以内		
特 別 施 設 費	11,100	①3.90 ②3.40	①30年以内 ②20年以内	80%以内	寄宿舍・教職員住 宅等	
		①3.85 ②3.40			大学附属病院	
		①3.50 ②3.00			障がい者利用施設	
計	59,700					
〔東日本大震災、平成28年熊本地震及び令和6年能登半島地震に係る災害復旧融資〕						
災 害 復 旧 費	300	1～5年目： 無利子 6～7年目： 2.50 8～25年目： 2.70	25年以内	補助金の額と同額以内	特別災害	
				80%以内	一般災害	
計	300					
合 計	60,000					

- 注1 一般施設費及び特別施設費の中には貸付期間10年以内の計画額5,100百万円（貸付利率一般2.60%、特別2.70%）を含みます。
- 2 上記1のうち、貸付期間6年以内の計画額は、一般施設費100百万円（貸付利率2.30%）です。
- 3 一般施設費及び特別施設費の①の貸付条件は、原則として融資条件が10億円以上の場合、大学・高専機能強化支援事業の助成対象である場合、又は大学附属病院にかかるものの場合にご利用いただけます。
- 4 幼稚園・認定こども園が実施する事業の融資率は95%以内となります。

この貸付事業の財源は、国の財政融資資金及び私学共済の年金積立金からの借入金によって賄われています。昭和27年度から令和7年度までの貸付総額は、3兆5,370億円に達しています。



過去5年間の貸付状況

(単位：千円)

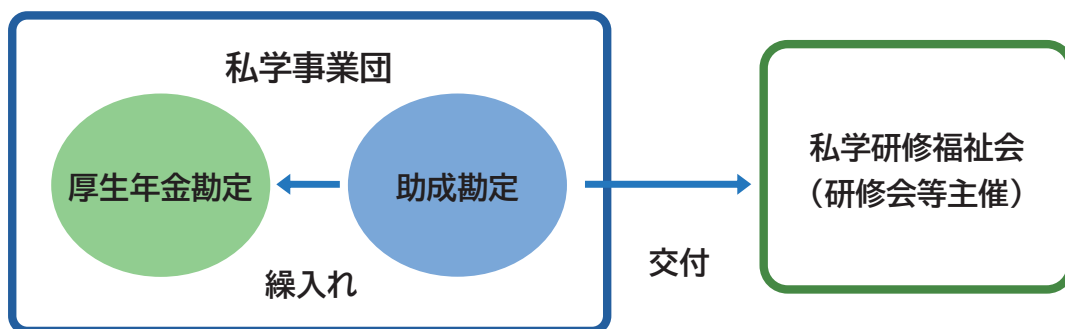
区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一 般 施 設 費	23,192,500	23,474,500	10,704,900	29,778,400	36,524,800
うち耐震化事業	3,663,000	11,728,000	4,428,100	20,039,000	23,537,500
うち指定避難所等	—	—	—	—	2,340,000
教 育 環 境 整 備 費	481,000	920,000	7,992,500	1,632,900	1,713,600
災 害 復 旧 費	3,046,800	3,000,000	0	0	0
公 害 対 策 費	531,000	0	0	36,000	0
特 別 施 設 費	6,570,600	17,000,000	636,000	14,453,000	18,860,000
計	33,821,900	44,394,500	19,333,400	45,900,300	57,098,400
(計 画 額)	(60,000,000)	(57,000,000)	(57,500,000)	(60,000,000)	(60,000,000)

助成事業

教職員のための助成金の交付（助成金の交付及び厚生年金勘定への繰入れ）

私立学校教職員の資質の向上のため一般財団法人 私学研修福祉会が行う研修事業に助成金を交付しています。

また、私立学校教職員の福利厚生の充実を図るため年金等給付事業（既年金者年金増額費及び年金等給付整理資源）を対象として、私学事業団の「厚生年金勘定」へ繰入れを行っています。

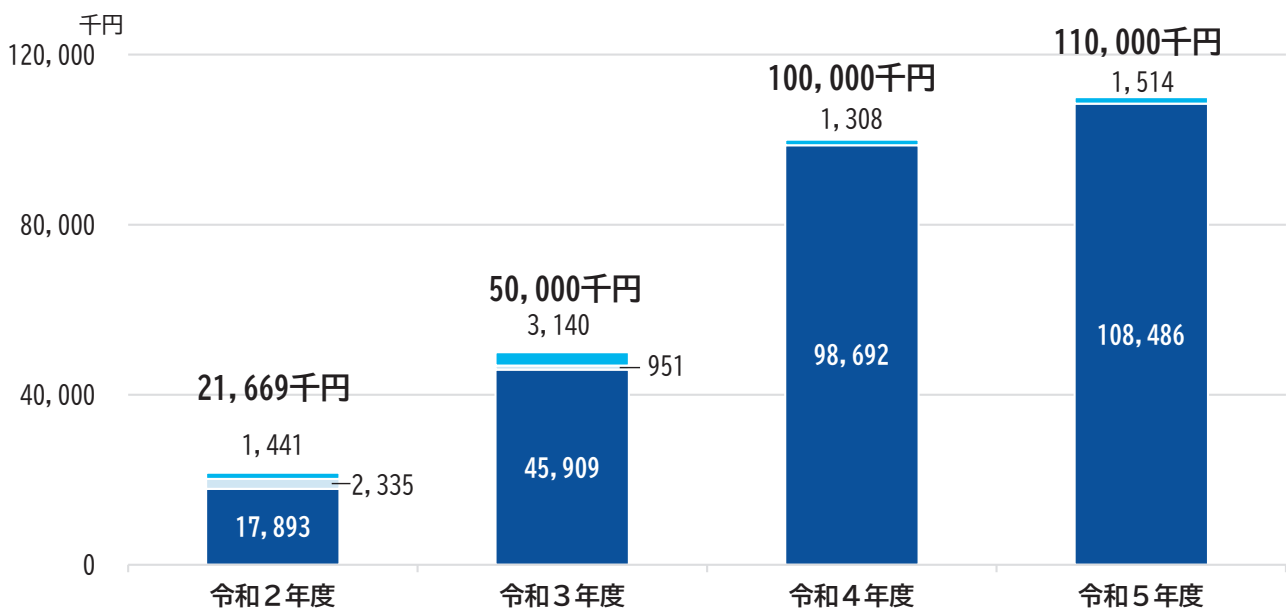


これらの財源は、私学事業団の助成勘定の前年度利益金の範囲内で行われており、昭和28年度から令和5年度までの交付額は、240億8,410万円に達しています。

なお、令和5・6年度は利益金の計上がなかったことから、令和6・7年度の助成金の交付はありませんでした。

研修事業への助成金交付状況

- 各種研修会事業
- 海外研修事業
- 研修成果刊行事業等



受配者指定寄付金の受入れと配付

〈受入計画額 280億円〉
〈配付計画額 280億円〉

私立学校の教育と研究の振興のために、私学事業団が企業等から寄付金を受け入れ、これを寄付者（企業等）が指定した学校法人に配付しています。

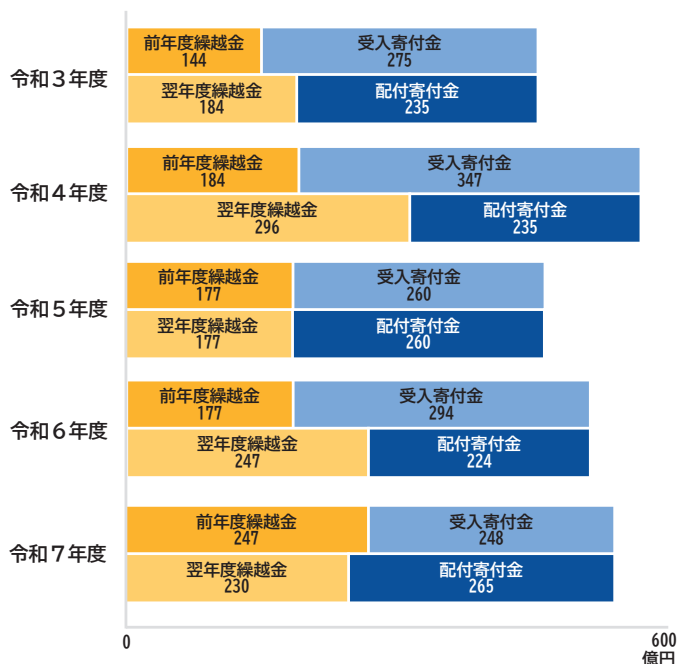
この寄付金は、寄付者が法人税、所得税について税法上の優遇措置（昭和40年大蔵省告示第154号）を受けることができ、特に寄付者が法人の場合には、私立学校の教育・研究に必要な費用又は基金に対する寄付金であれば寄付金の全額を損金として算入することが認められています。

詳細については、「寄付金事務の手引」を作成していますので、ご請求ください。



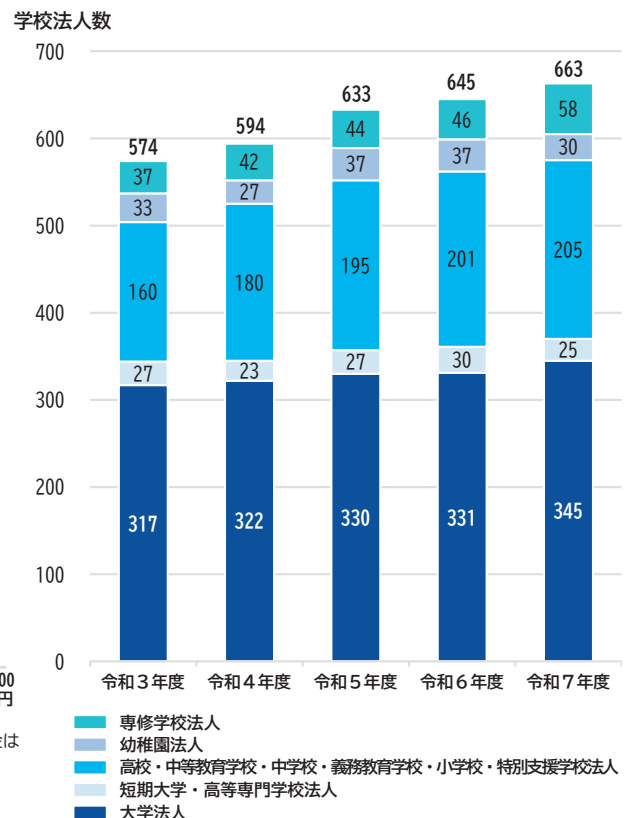
昭和42年度から令和7年度末までの受入額は8,553億円、配付額は8,189億円に達しています。

過去5年間の寄付金取扱実績



注 繰越金：学校法人からの配付申請がなく翌年度に繰越した寄付金
※過年度に受け入れた寄付金を寄付者に返還した場合は繰越金は一致しません。

過去5年間の受入学校法人数



寄付金事業

若手・女性研究者奨励金の募金 <予算額 3,000万円>

本奨励金は、私立大学等に在籍する若手研究者と女性研究者のための“社会一般からの寄付による”研究奨励金制度です。研究者が“社会の支援により研究に取り組むことができた”ことを実感し、自らの取り組みを社会へ還元することで、本奨励金制度が社会と私立大学等をつなぐしくみとなることを期待しています。

本奨励金は、社会一般からの直接の支援である「寄付」により実施しています。寄付金は全額を翌年度の本奨励金の財源に充当します。そのしくみを構築するため、私学事業団では、趣旨にご賛同いただける企業等法人や個人の皆様にご支援をお願いしています。

寄付者の皆様には、研究者の方と直接交流ができる贈呈式や、研究者が作成した研究レポートを通して、私立大学等の教育や研究の取り組みへの理解を深めていただいています。

また、本奨励金の制度を広く周知し、さらに支援の輪を広げるという観点から、売り上げの一部が本奨励金への寄付となる「寄付金付き自動販売機」の設置について、学校法人の皆様にご協力をお願いしています。

なお、本奨励金に対する寄付金は、特定公益増進法人に対する寄付として、所得税、法人税の減免の優遇措置が受けられます。

企業等法人
及び
個人等からの寄付



寄付金付き自動販売機による寄付金



日本私立学校振興・共済事業団

有識者による選考委員会において
研究内容の独創性や発展性を審査

私立大学等の
若手・女性研究者の研究支援



若手・女性研究者奨励金の交付 <交付計画額 3,000万円>

若手・女性研究者奨励金は、「若手研究者奨励金」と「女性研究者奨励金」の二つの奨励金制度で構成されています。本奨励金は、研究者が自ら考案した研究計画を実現する機会を提供することにより、新たな研究意欲の向上と人材の育成を図ることを目的としています。

私立大学等に在籍する助教又はポスト・ドクター、医歯薬学部を除く勤続年数10年以内の講師の職にある者が一人で行う研究を対象としています。応募にあたり分野の限定はせず、基礎研究・応用研究を問わず、あらゆる学問分野の研究を対象としています。応募者のこれまでの研究実績よりも、研究の特色や独創性、研究に対する熱意や将来性のほか、研究計画の妥当性等の観点を重視しています。



「若手研究者奨励金」は、対象年齢を39歳以下とし、若手研究者の活躍促進に寄与することで、わが国の次世代を担う人材の育成を図ることを目的としています。

「女性研究者奨励金」は、年齢制限を設けず、ダイバーシティ推進の中心的な役割が期待される人材の育成を図ることを目的としています。

交付額は、1件の研究課題あたり40万円です。

令和8年度は、若手研究者奨励金38件及び女性研究者奨励金36件に対し、合計で2,960万円を交付しました。

年度別若手・女性研究者奨励金交付状況

区 分		平成30～ 令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	累計
若手研究者 奨励金	件数	130	37	37	37	39	38	318
	金額(千円)	52,000	14,800	14,800	14,800	15,600	15,200	127,200
女性研究者 奨励金	件数	131	38	37	37	36	36	315
	金額(千円)	52,400	15,200	14,800	14,800	14,400	14,400	126,000
計	件数	261	75	74	74	75	74	633
	金額(千円)	104,400	30,000	29,600	29,600	30,000	29,600	253,200

注1 奨励金の総額及び1件あたりの交付額は、年度ごとに決定されます。

2 審査結果により各奨励金の採択件数が同数にならない場合があります。

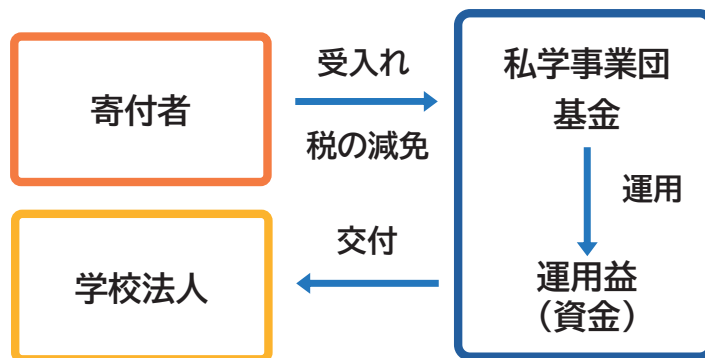
寄付金事業

学術研究振興基金の募金

<基金保有額 54億1,717万円>
(令和8年5月末現在)

学術研究振興基金は、私立大学等における学術研究に直接必要な経費の助成を行うことを目的として設立されました。広く一般から受け入れる寄付金を基金として運用し、その運用益を優れた学術研究に対して、学術研究振興資金として交付しています。

なお、本基金に対する寄付金は、特定公益増進法人に対する寄付として、所得税、法人税の減免の優遇措置が受けられます。



令和8年5月末現在の基金保有額は、54億1,717万円となっています。

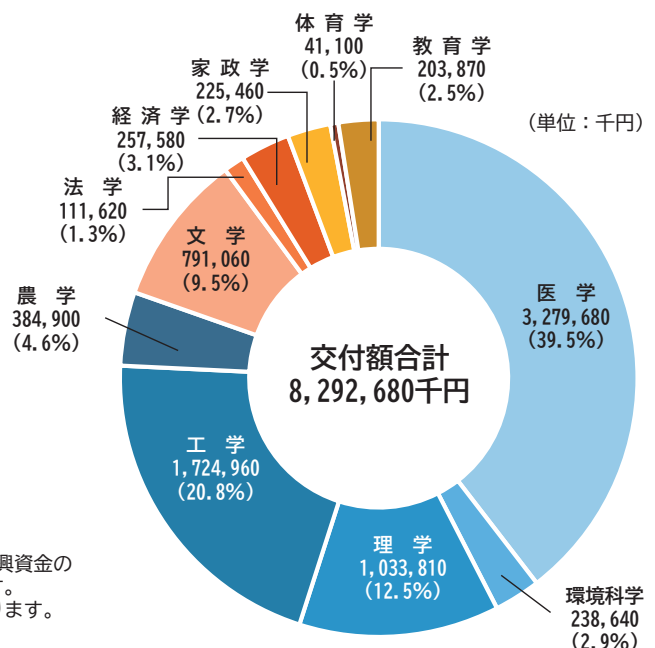
学術研究振興資金の交付

<交付計画額 8,000万円>

本資金は、私立大学等における学術研究のための設備の取得費、維持費、その他学術研究に要する経費を対象として、学術研究振興基金の運用益から交付しています。

昭和51年度から令和8年5月末までに、延べ3,601件の研究課題に対して、84億3,198万円を交付しています。

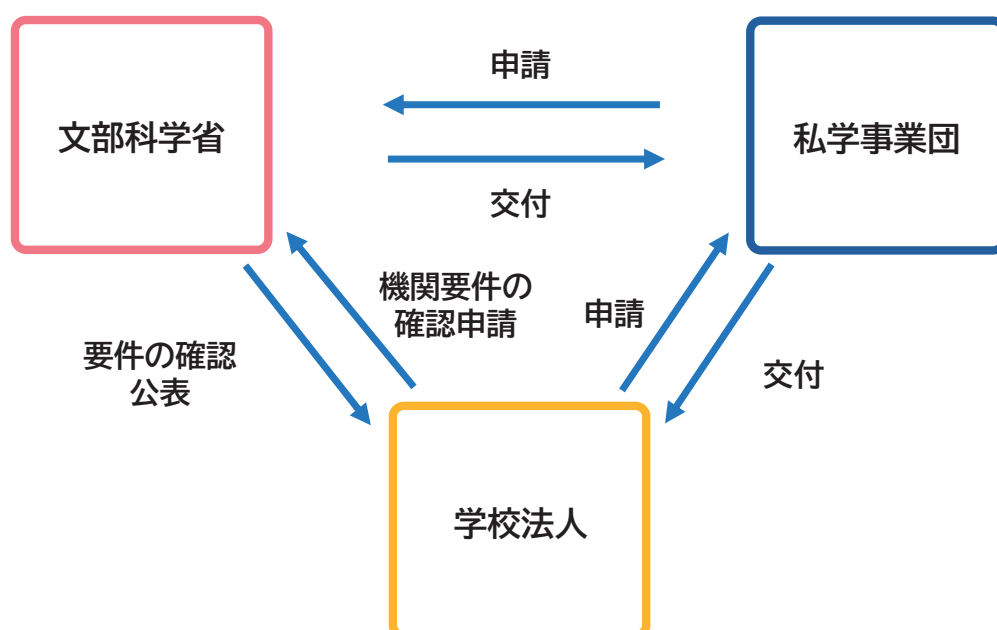
研究分野別学術研究振興資金交付状況 (昭和51年度～令和8年度)



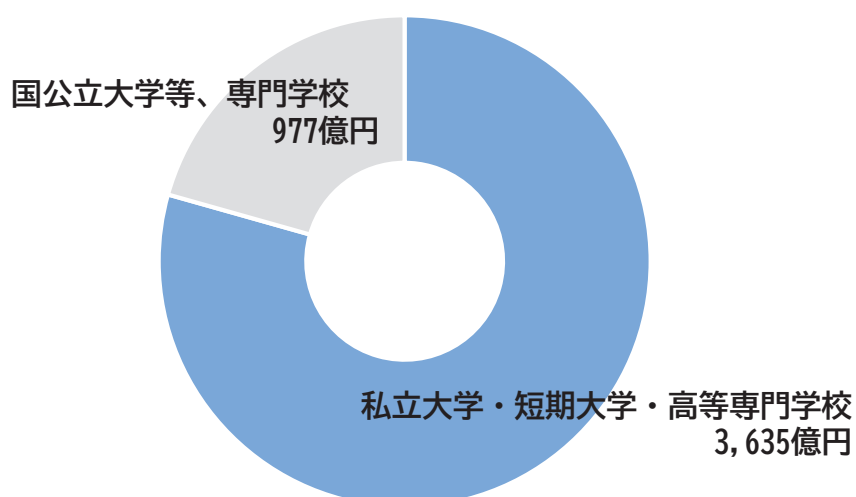
注1 右グラフのほか、平成20年度から29年度にかけて、学術研究振興資金の一部として「若手研究者奨励金」を139,300千円交付しています。
注2 四捨五入の関係で、各数値の合計が100%にならない場合があります。

授業料等減免費交付金の交付 <予算額 3,635億円>

大学等における修学の支援に関する法律第16条に基づき、法律第8条に規定する私立大学・私立短期大学及び私立高等専門学校にかかる授業料等減免に要する費用に充てる資金（以下「減免資金」といいます）を交付するために必要な国の資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、減免資金を交付する業務を行っています。



令和8年度予算（授業料等減免分）



私立学校に対する経営相談及び教育・経営に関する情報の分析、提供

令和8（2026）年度 私学経営情報センターが行うサービスのご案内

私学経営情報センターでは、学校法人の経営改善の支援及び教育条件並びに経営に関する情報の収集・提供業務を行っております。当センターで提供している主なサービス内容と連絡先は以下のとおりです。

経営相談、財務分析、会計処理、講演など幅広いサービスを提供しておりますので、ぜひご利用ください。

学校法人の要望例

○会計処理のご質問
会計処理の仕方を教えてほしい

○基礎調査等のご質問
基礎調査票e-マネージャの入力・操作等について教えてほしい

○規程集等の閲覧
学校法人の業務改善のため、他の学校の規程集等の事例を参考にしたい

○財務分析
学校の財務分析資料がほしい

○教育情報の活用・公表
大学等のさまざまな特色や取り組みを検索したい

○経営者や職員の研修・育成
私学経営に関する短期集中型の研修を受けたい

○研修会実施の支援
学校法人の役員、教員、職員を対象にした研修会の実施に協力してほしい

○改革事例等の紹介
教育改革等について他校で実施している具体的な事例を紹介してほしい

○経営上の問題への解決策の提案
「学生募集」「人件費削減」等の経営上の問題について、学校法人の現状にあった提案をしてほしい

○経営改善計画の作成支援
「学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第3次改訂版》」に掲載されている、目標と期限を明確にした経営改善案を作成し、経営改善に努めたいが、その作成を支援してほしい

「学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第3次改訂版》」
https://www.shigaku.go.jp/files/s_keieikaizenhandbook3jikaitei.pdf
24ページ～35ページ参照
「経営改善計画立案・実施のための参考資料」
https://www.shigaku.go.jp/s_kaizenkeikaku.htm

私学経営情報センターで提供可能なサービス

（会計処理等、基礎調査、e-マネージャについてのご質問への回答）
電話・メールで回答します

- 会計処理等についてのご質問
☎03(3230)7846～7848
- 基礎調査、e-マネージャについてのご質問
☎03(3230)7840～7844



（私学情報資料室）☎03(3230)7846～7848
学校法人等の役職員を対象に、大学・短期大学法人の規程集等が閲覧できます（私学振興事業本部（九段事務所1階））

（データ提供）☎03(3230)7846～7848
インターネットを利用して小学校法人から大学法人が直接、以下のデータや分析資料等を出力・閲覧できるシステム（私学情報提供システム）を提供しています
◇学生数 ◇財務データ ◇財務比率表 ◇今日の私学財政 等

（依頼に基づく資料提供）☎03(3230)7838
「私学情報提供システム」で作成できない特別な加工が必要な分析データを作成・提供します。ご利用にあたっては、私学事業団へ「情報提供依頼書」を提出していただきます（内容により、日数を要します）

（大学ポートレート（私学版））☎03(3230)7852・7853
私立の大学、短期大学、高等専門学校の特色や実践している教育研究の取り組みをWebサイトに提供しています

（セミナー）☎03(3230)7849・7850
理事長・学長向けにリーダーズセミナーを、若手職員向けにスタッフセミナーを開催しています

（講師派遣）☎03(3230)7839
●センターの職員を講師として派遣します
●講師派遣については交通費と講演料が必要です

（経営相談）☎03(3230)7828・7829
●学校法人を訪問し、経営改革のキーパーソンとなる役員及び教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります
●学校法人の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをします
●必要に応じて事業団が依頼している専門家（公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等）と共同で実施します
●経営改善計画の進捗状況を踏まえ、適時適切な助言等を行います
●学校法人にて経営相談を実施する場合、所定の交通費が必要になります

注 左記の要望に対する連絡先は同色で囲まれた右欄内の電話番号となります。

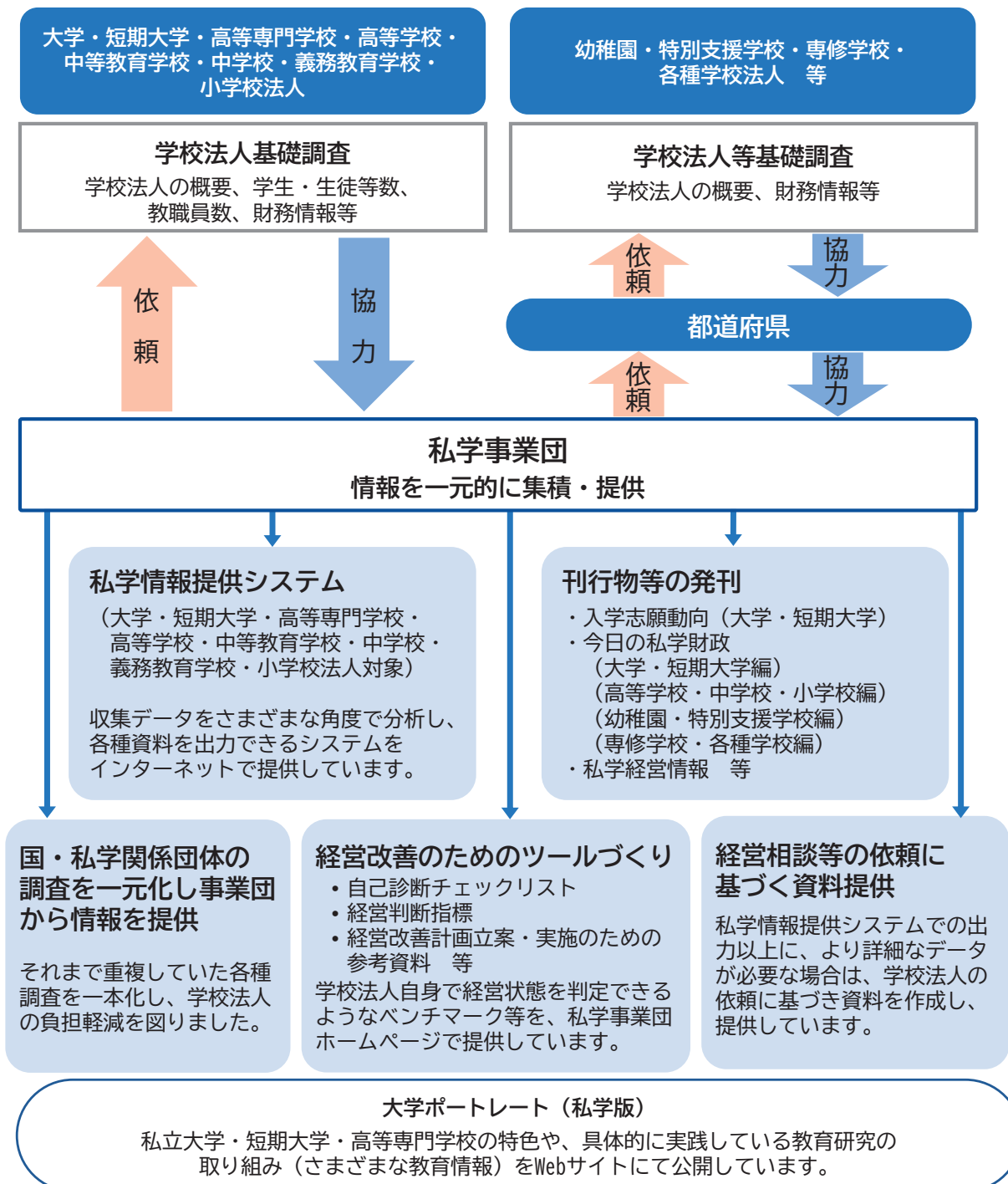
問い合わせ先

私学経営情報センター 私学情報室 ☎ 03 (3230) 7838 ✉ center@shigaku.go.jp
(基礎調査関係) ✉ k-chousa@shigaku.go.jp
(大学ポートレート関係) ✉ portrait@shigaku.go.jp
経営支援室 ☎ 03 (3230) 7826 ✉ shien@shigaku.go.jp

経営支援・情報提供事業

情報の収集・提供の概要

私学経営情報センターでは、昭和46年から「学校法人基礎調査」により大学法人から小学校法人の情報収集を、平成11年から「学校法人等基礎調査」により幼稚園・特別支援学校・専修学校・各種学校法人等の情報収集を行い、私立学校の教育条件及び経営に関する情報を迅速かつ的確に収集蓄積し、以下のようなさまざまな形で提供しています。



共 済 業 務

共済事業概要

私学事業団における私学共済制度は、教育基本法の趣旨を踏まえ、国公立学校教職員の福利厚生制度との均衡を考慮して制度化されたものです。本事業団は、本共済制度を通して私立学校教職員の福利厚生を図り、もって私立学校及び私立学校教育の振興・発展に寄与するため、短期給付事業、年金等給付事業及び福祉事業を行っています。

短期給付事業

加入者とその被扶養者の病気、ケガ、出産、死亡、休業（被扶養者は除きます）、災害などに対し給付を行います。

法定給付

付加給付

一部負担金払戻金

保健給付

休業給付

災害給付

年金等給付事業

加入者が一定の年齢に到達したときや退職したとき、障害の状態になったとき、死亡したとき、加入者や遺族に年金や一時金の給付を行います。

老 齢 給 付

障 害 給 付

遺 族 給 付

福祉事業

加入者とその被扶養者の福祉の向上を図るため、健康の保持増進のための事業、病院や宿泊施設の運営、貯金の受け入れ、積立共済年金、共済定期保険及び資金の貸付けなどの福利厚生に関する事業を行います。

保 健 事 業

医 療 事 業

宿 泊 事 業

積 立 貯 金 事 業

積 立 共 済 年 金 事 業

共 済 定 期 保 険 事 業

生 涯 生 活 設 計 の 支 援 事 業

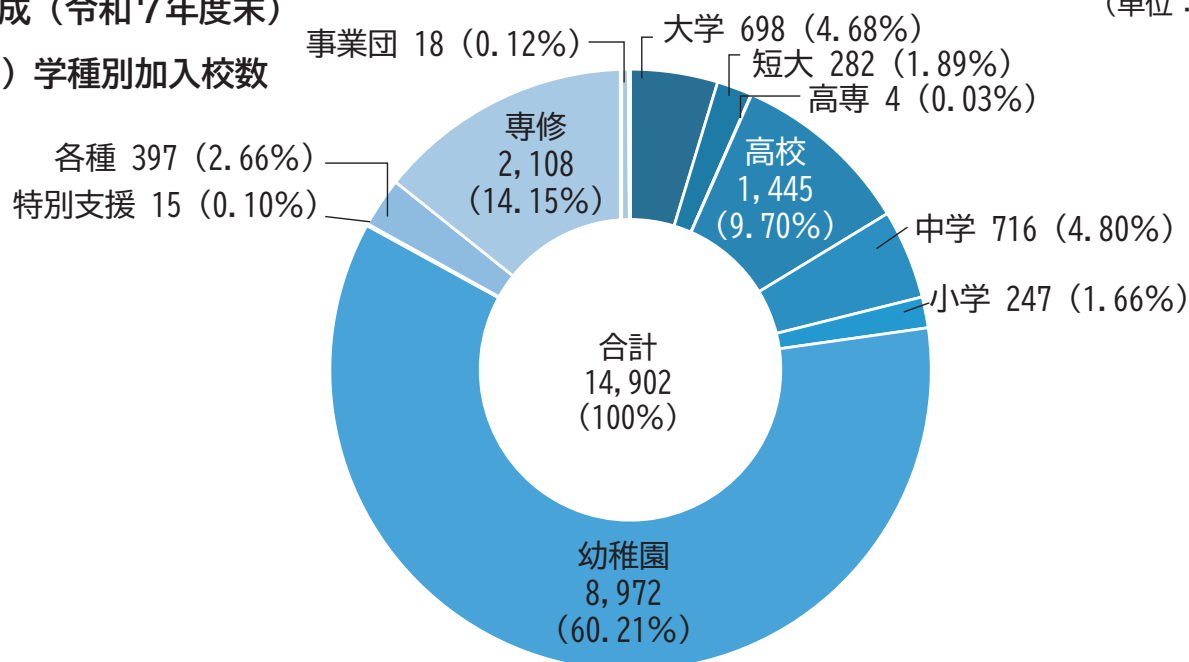
貸 付 事 業

共済事業概要

構成（令和7年度末）

（単位：校）

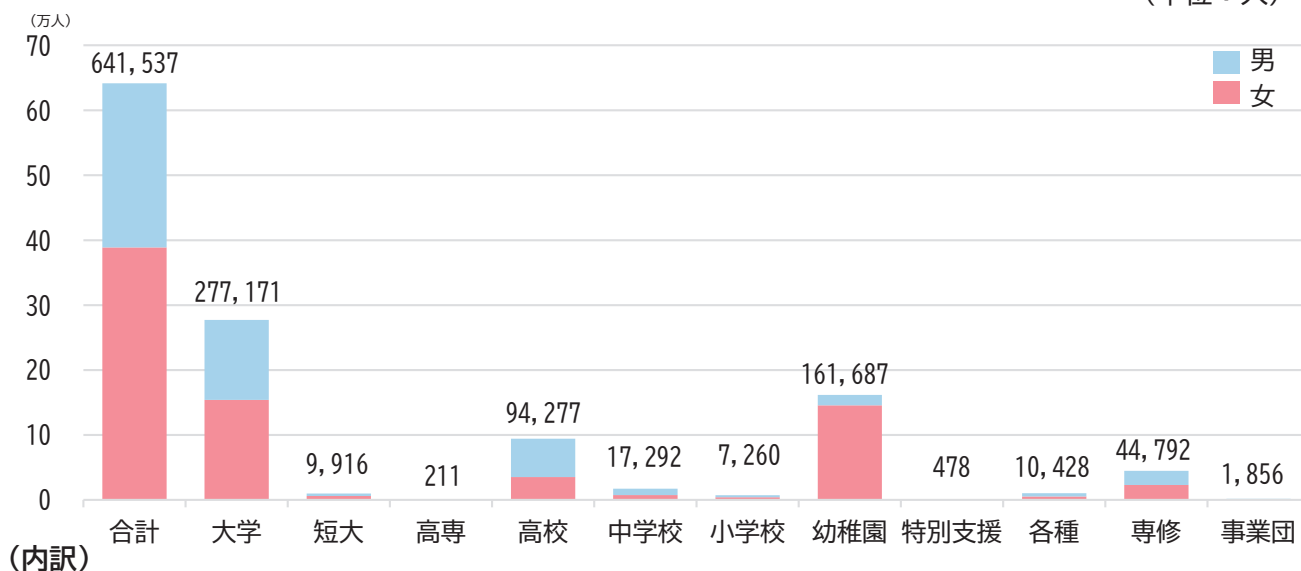
(1) 学種別加入校数



注 四捨五入の関係で、各数値の合計が100%にならない場合があります。

(2) 学種別加入者数

（単位：人）



（内訳）

	合計	大学	短大	高専	高校	中学	小学	幼稚園	特別支援	各種	専修	事業団
計	641,537	277,171	9,916	211	94,277	17,292	7,260	161,687	478	10,428	44,792	1,856
男	252,600	123,067	3,912	144	59,040	9,782	3,163	15,982	230	4,930	21,756	834
女	388,937	154,104	6,004	67	35,237	7,510	4,097	145,705	248	5,498	23,036	1,022

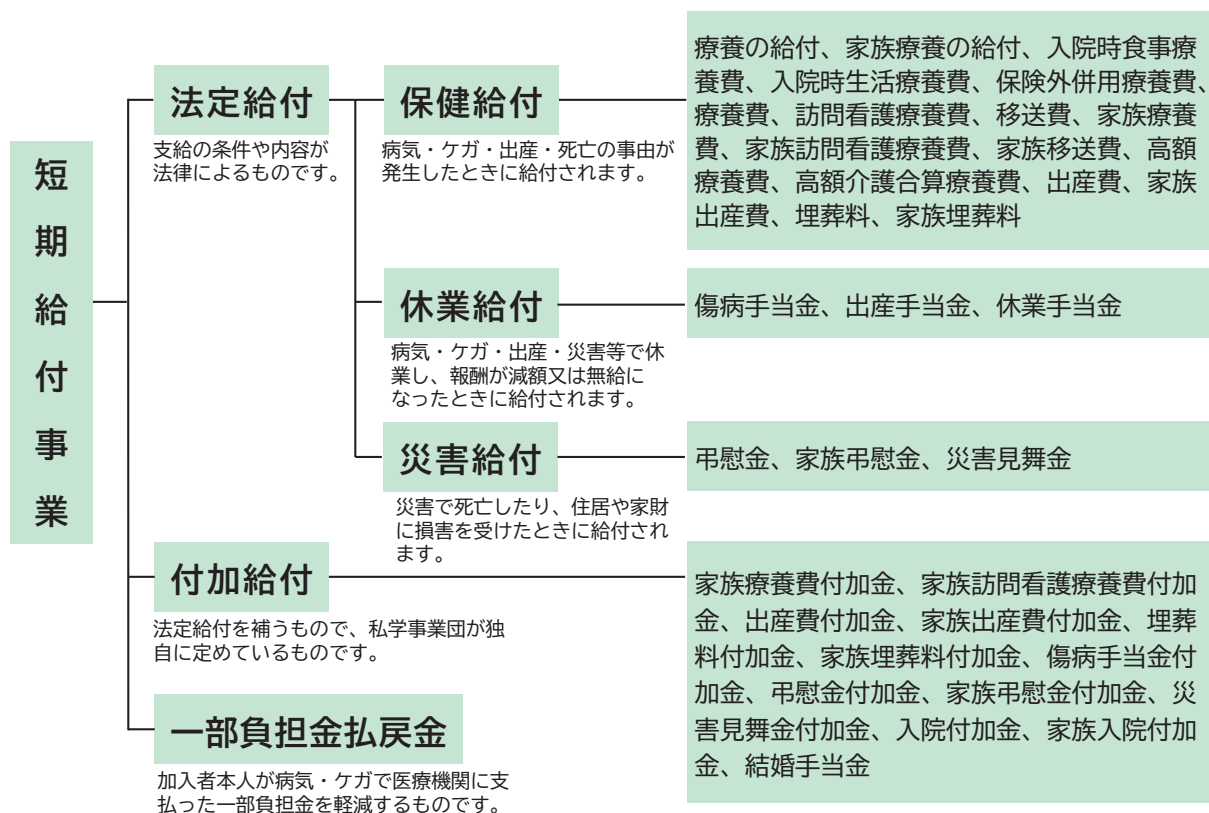
注 合計には任意継続加入者の数（16,169人）を含みます。

(3) 被扶養者数

計 328,472人 （内訳） 男 126,769人 女 201,703人

短期給付事業

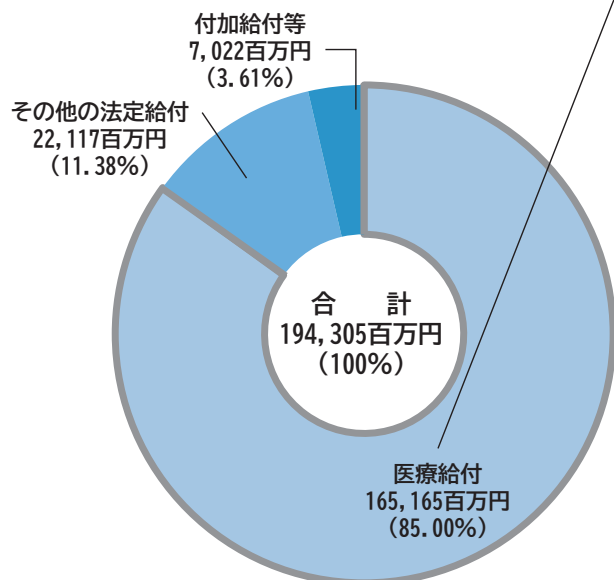
- 民間企業に働く人が加入する「健康保険」に相当する事業です。
- 加入者と被扶養者の病気、ケガ、出産、死亡、休業（被扶養者は除きます）もしくは災害に関する給付を行っています（ただし、労働者災害補償保険法による給付がある場合を除きます）。
- 短期給付には、法定給付（支給の可否や内容等が法律で規定されているもの）と付加給付（保険者が財政状況等を勘案して任意に規程で定めることができるもので、法定給付の上乗せ給付）のほか、加入者本人に対する一部負担金払戻金の制度があります。
- 短期給付に必要な経費を掛金で賄っているほか、私学事業団は介護納付金及び子ども・子育て支援納付金を納付することとされており、これらの納付に充てるため平成12年度から介護分掛金を、また令和8年度から子ども・子育て支援分掛金を徴収しています。



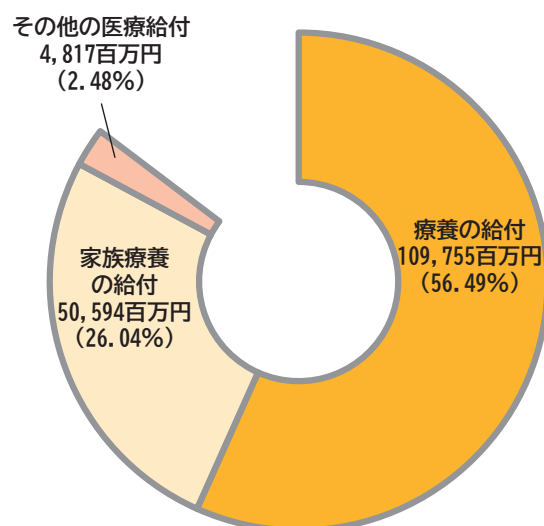
私学事業団は次の費用を負担しています

- 後期高齢者支援金
75歳以上の高齢者は、平成20年度に創設された後期高齢者医療制度の医療を受けることになりました。私学事業団では、後期高齢者医療費の財源に対する措置として、令和7年度に827億円を支援しています。
- 前期高齢者納付金
平成20年度に前期高齢者（65歳～74歳）の給付費に対する医療保険制度間の負担の不均衡を調整するしくみが創設されました。私学事業団では、前期高齢者納付金として、令和7年度に496億円を納付しています。

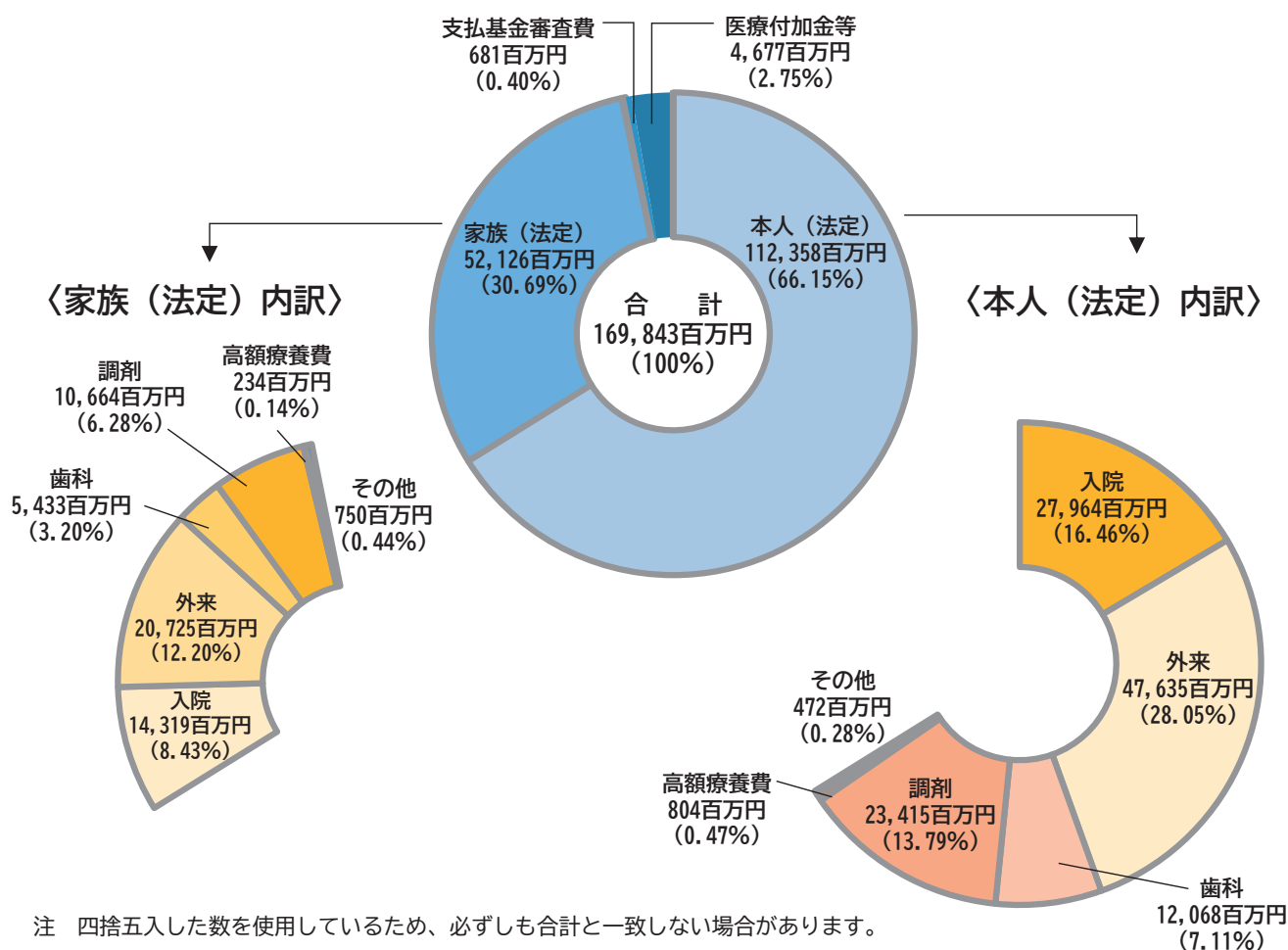
(1) 給付額内訳 (令和7年度)



(医療給付内訳)



(2) 医療給付 (含む医療付加金等) 内訳 (令和7年度)



注 四捨五入した数を使用しているため、必ずしも合計と一致しない場合があります。

年金等給付事業

- 私学事業団が厚生年金保険の実施機関として行う厚生年金給付や、私学共済制度の加入者及び遺族の生活の安定のために行う退職等年金給付等の決定や支払いを行っています。
- 年金等給付には、①厚生年金給付・②経過的職域加算額（共済年金）・③退職等年金給付があり、加入者が一定の年齢に達したときや退職したとき、障害の状態になったとき又は死亡したときに加入者や遺族の生活の安定のために支払う年金や一時金の給付があります。
- 年金等給付事業に必要な経費は、加入者保険料及び掛金のほか、国庫補助金、都道府県補助金と積立金の運用収入などで賄われています。なお、厚生年金給付、経過的職域加算額（共済年金）及び退職等年金給付にかかる経理については、それぞれ、勘定又は経理を区分して行っています。



私学事業団は次の費用を負担しています

○基礎年金拠出金

国民年金の基礎年金制度を運営するため、20歳以上60歳未満の加入者及び被扶養配偶者の合計数に応じて按分負担する費用で、令和7年度は3,103億円を拠出しています。

ただし、その2分の1相当額が国庫補助金として措置されています。

○厚生年金拠出金等

平成27年10月の被用者年金制度の一元化に伴い、1・2階部分の保険料収入及び積立金を被用者全体の共通財源とし、制度全体の給付と負担の状況を国の会計に取りまとめて計上しています。

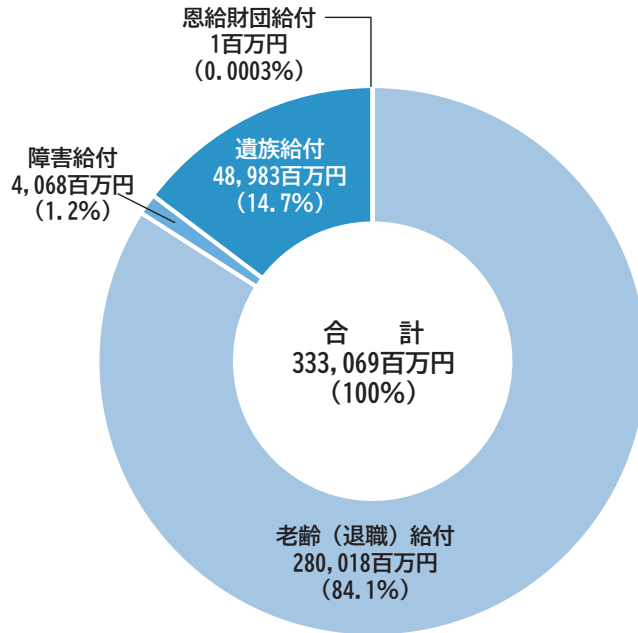
1・2階部分の保険料収入のうち政府（日本年金機構）が徴収するものは、直接年金特別会計の厚生年金勘定に収納され、一方、私学事業団や国・地方公務員の共済組合（ここでは、「共済組合等」といいます）は、徴収し収入に計上した保険料等を財源として、毎年度、所要の拠出金を厚生年金勘定に給付することとしています。

また、厚生年金勘定からは、政府（日本年金機構）の支給分は直接受給権者に支給されるほか、共済組合等の毎年度の支給分は、交付金として各共済組合等に交付され、各共済組合等が受給権者に対する支給を行うこととしています。

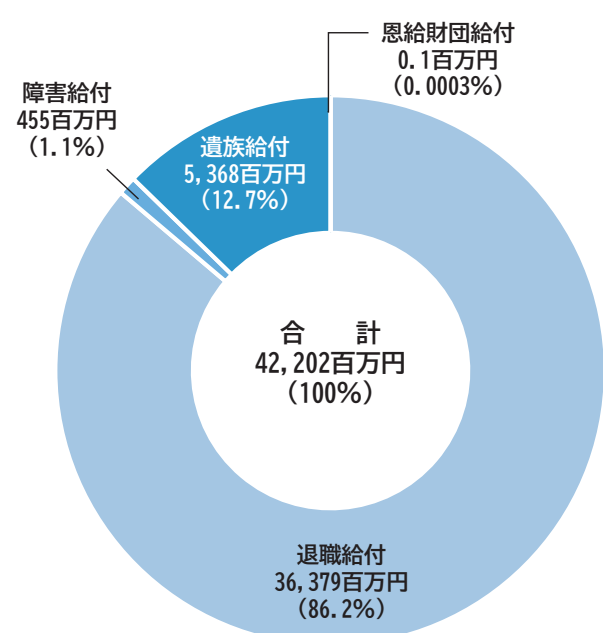
年金等給付事業

(1) 給付内訳(令和7年度) 注 四捨五入した数を使用しているため、必ずしも合計と一致しない場合があります。

① 厚生年金給付等



② 経過的職域加算相当給付等



③ 退職等年金給付

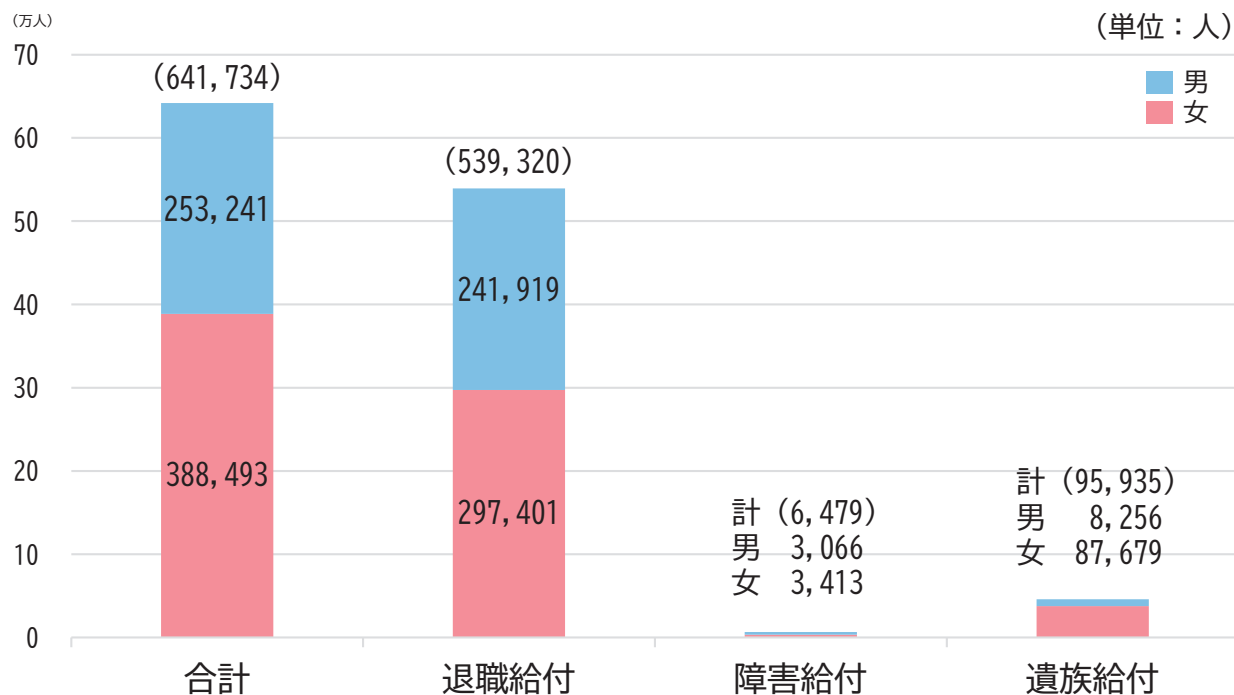
(単位：百万円)

科 目		金 額
合 計		3,609
退 職 給 付	計	3,582
	終 身 退 職 年 金	926
	有 期 退 職 年 金 2 0 年	333
	有 期 退 職 年 金 1 0 年	896
	有 期 退 職 年 金 一 時 金	1,211
	有 期 退 職 一 時 払 い	—
	有 期 退 職 精 算 払 い	178
	外 国 脱 退 一 時 金	39
	障 害 給 付	21
	遺 族 給 付	6

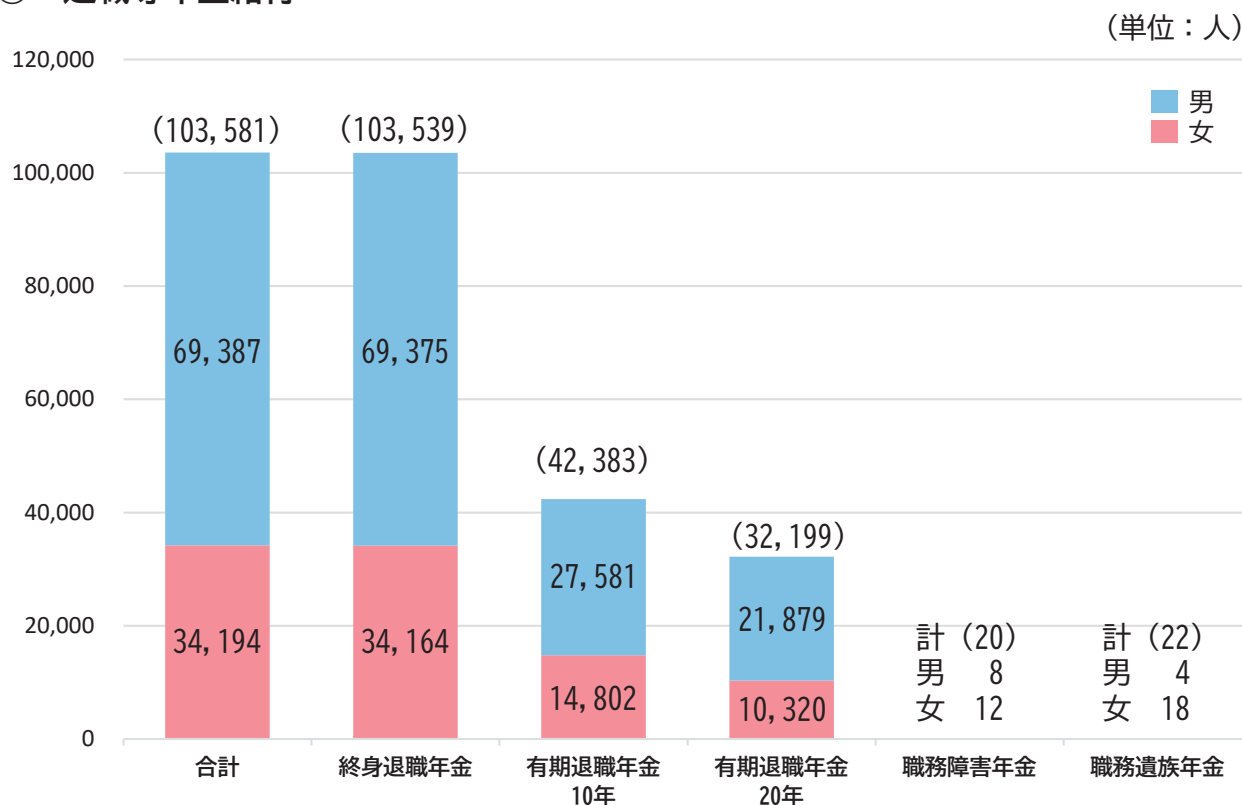
年金等給付事業

(2) 年金種別年金受給権者数（令和7年度末）

① 厚生年金給付、共済年金給付、経過の職域加算相当給付

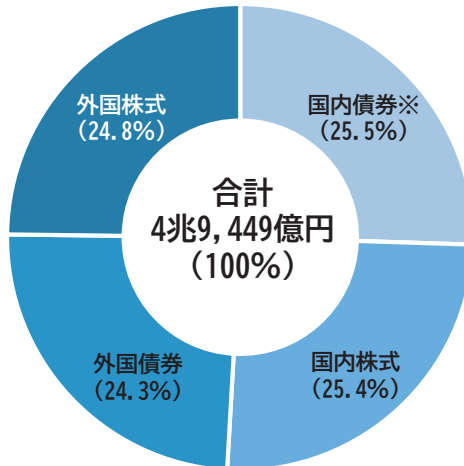


② 退職等年金給付



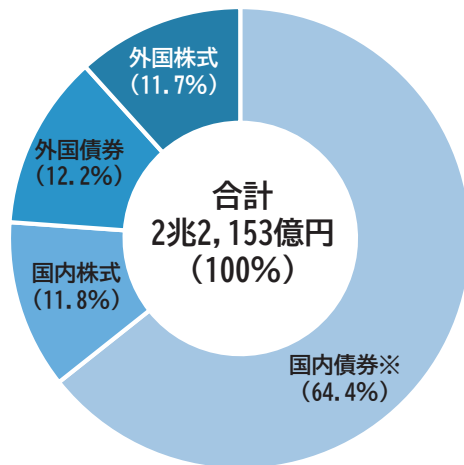
(3) 厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定の保有資産（令和7年度末）

① 厚生年金勘定 厚生年金経理 保有資産〔時価〕



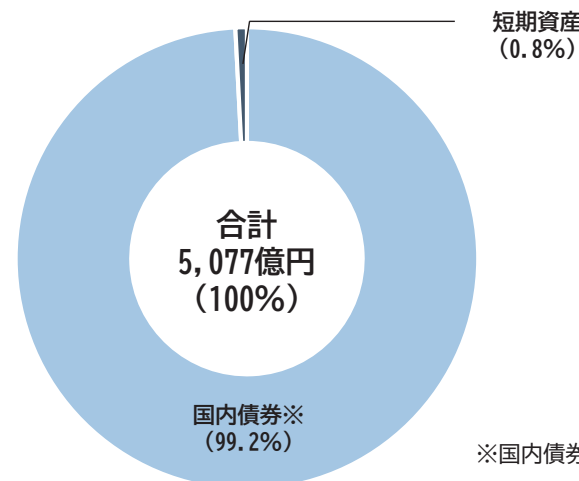
※国内債券には、貸付金と短期資産を含みます。

② 厚生年金勘定 職域年金経理 保有資産〔時価〕



※国内債券には、短期資産等を含みます。

③ 退職等年金給付勘定 保有資産〔簿価〕



※国内債券には、貸付金等を含みます。

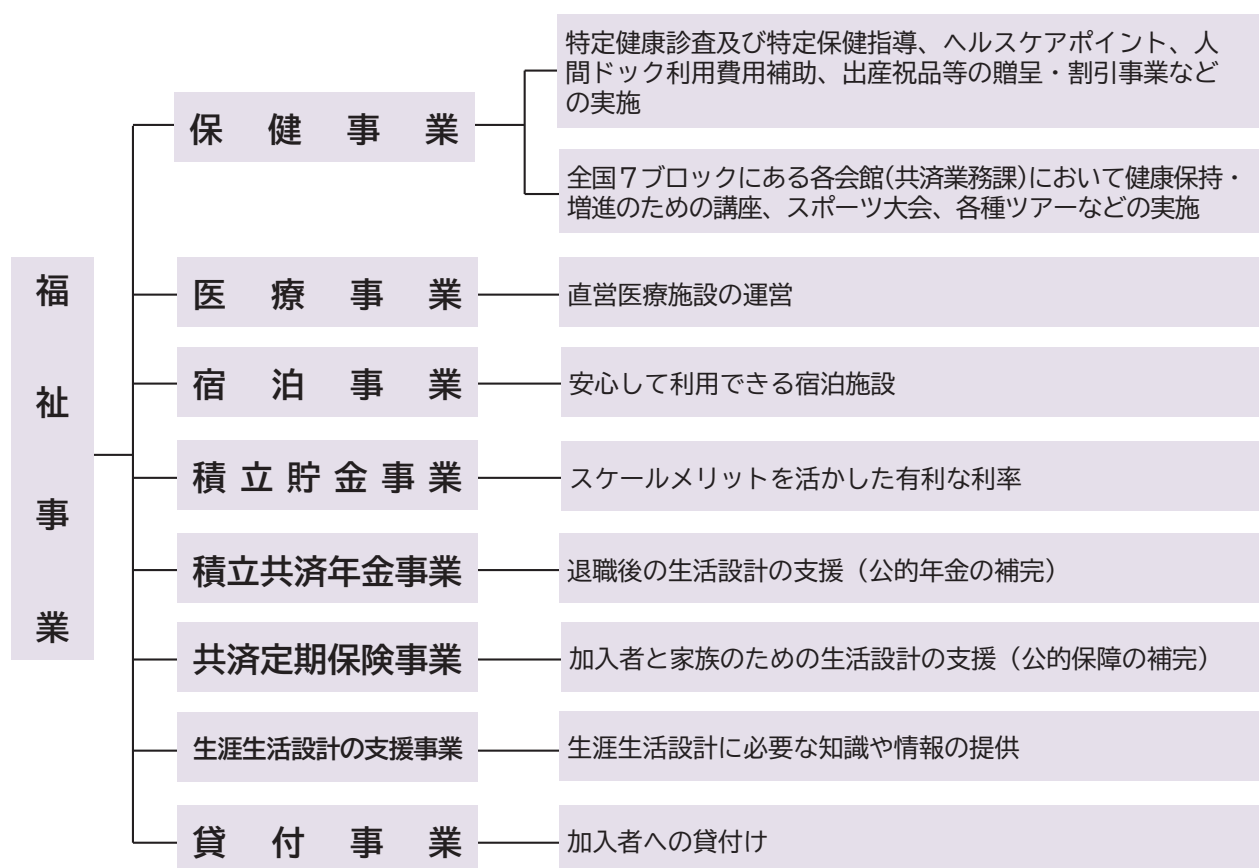
注 四捨五入の関係で、各数値の合計が100%にならない場合があります。

福祉事業

○ 加入者とその被扶養者の健康の保持増進及び日常生活の援助を目的として、「日常生活をより豊かに、より健康に」のテーマのもと、福利厚生に関する次の事業を行っています。

- ① 高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査及び特定保健指導
- ② 加入者及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る加入者等の自助努力についての支援その他の加入者等の健康の保持増進のために必要な事業
- ③ 加入者の保養もしくは宿泊又は教養のための施設の経営
- ④ 加入者の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- ⑤ 加入者の貯金の受け入れ及びその運用
- ⑥ 加入者の需要する生活必需物資の供給
- ⑦ その他加入者の福祉の増進に資する事業で共済規程で定めるもの
 - ・ 積立共済年金事業
 - ・ 共済定期保険事業
- ⑧ 加入者の臨時の支出に対する貸付け

○ 福祉事業の経費は、上記の事業の運営に伴う収入のほか、福祉分掛金で賄っています。



福利・厚生

保健事業は加入者と被扶養者が利用できます

健康管理・介護

- 特定健康診査及び特定保健指導
- ヘルスケアポイント
- 人間ドックの利用費用補助
- 郵送検診
- 健康増進・介護相談サービス
- メンタルヘルス等相談サービス

贈呈

- 出産祝品
- 災害見舞品
- 長期療養者見舞品
- 永年勤続加入者直営施設利用優待券

法人会員として利用

- スポーツ施設

割引利用

- 百貨店
- 専門店
- 葬祭店
- 旅行会社のパック旅行
- レンタカー
- 公演の入場券
- 通信講座等の斡旋

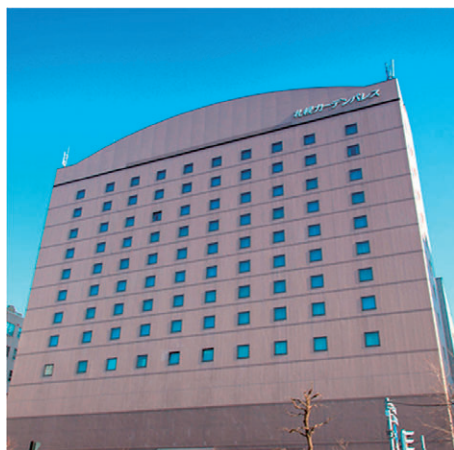
利用費用補助

- 健康増進宿泊施設
- 厚生施設

地域保健事業

- 人間ドックの利用施設指定契約
- 健康増進講座の開催
- 文化教養講座・スポーツ大会などの開催
- 各種ツアーの開催
- 介護セミナーの開催
- ブロック広報誌の発行
- その他割引利用契約事業

直営施設



①北海道会館 札幌ガーデンパレス



②宮城会館 仙台ガーデンパレス



③湯島会館 東京ガーデンパレス



④愛知会館 名古屋ガーデンパレス



⑤京都会館 京都ガーデンパレス



⑥大阪会館 大阪ガーデンパレス



⑦広島会館 広島ガーデンパレス



⑧九州会館 福岡ガーデンパレス



⑨志賀高原 やまゆり荘



⑩軽井沢 すずかる荘



⑪金沢 兼六荘



⑫箱根 対岳荘



⑬葉山 相洋閣



⑭鎌倉 あじさい荘



⑮湯河原 敷島館



⑯京都 白河院



⑰東京 東京臨海病院

福祉事業

直営施設

■医療施設

東京臨海病院 https://www.tokyorinkai.jp/	〒134-0086	東京都江戸川区臨海町1-4-2 健康医学センター	☎03(5605)8811(代表) ☎03(5605)8822(直通)
---	-----------	-----------------------------	--

■宿泊施設

●会館

北海道会館 札幌ガーデンパレス https://www.hotelgp-sapporo.com/	〒060-0001	札幌市中央区北1条西6-3-1	☎011(261)5311(代表)
宮城会館 仙台ガーデンパレス https://www.hotelgp-sendai.com/	〒983-0852	仙台市宮城野区榴岡4-1-5	☎022(299)6211(代表)
湯島会館 東京ガーデンパレス https://www.hotelgp-tokyo.com/	〒113-0034	東京都文京区湯島1-7-5	☎03(3813)6211(代表)
愛知会館 名古屋ガーデンパレス https://www.hotelgp-nagoya.com/	〒460-0003	名古屋市中区錦3-11-13	☎052(957)1022(代表)
京都会館 京都ガーデンパレス https://www.hotelgp-kyoto.com/	〒602-0912	京都市上京区烏丸通下長者町 上ル龍前町605番地	☎075(411)0111(代表)
大阪会館 大阪ガーデンパレス https://www.hotelgp-osaka.com/	〒532-0004	大阪市淀川区西宮原1-3-35	☎06(6396)6211(代表)
広島会館 広島ガーデンパレス https://www.hotelgp-hiroshima.com/	〒732-0052	広島市東区光町1-15-21	☎082(262)1122(代表)
九州会館 福岡ガーデンパレス https://www.hotelgp-fukuoka.com/	〒810-0001	福岡市中央区天神4-8-15	☎092(713)1112(代表)

●宿泊所・保養所

湯 河 原 敷 島 館	〒259-0314	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745	☎0465(63)3755
箱 根 対 岳 荘	〒250-0405	神奈川県足柄下郡箱根町大平台312	☎0460(82)2094
鎌 倉 あ じ さ い 荘	〒248-0021	神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4	☎0467(22)3506
葉 山 相 洋 閣	〒240-0116	神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1	☎046(875)7300
金 沢 兼 六 荘 https://www.kenrokusou.com/	〒920-0918	金沢市尾山町6-40	☎076(232)1239
志 賀 高 原 や ま ゆ り 荘	〒381-0401	長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7148	☎0269(34)2102
軽 井 沢 す ず か る 荘	〒389-0111	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607	☎0267(45)7311
京 都 白 河 院	〒606-8333	京都市左京区岡崎法勝寺町16	☎075(761)0201

注 宿泊所・保養所の情報等は、私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶福祉事業▶しがくのやど〕でご覧いただけます。
<https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/fukushi/yado/index.html>



共済業務の照会・一般相談

加入者期間の照会、被扶養者の要件、年金に関する一般相談（年金受給資格の有無、年金請求に関する照会、年金決定通知・送付物等に関する照会、年金の支給状況）、「ねんきん定期便」「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」に関する照会、短期給付に関する一般相談（療養の給付、休業給付等）、積立貯金・積立共済年金・共済定期保険の概要、様式用紙等の請求などに対応しています。

相談窓口一覧

照 会 先	所 在 地
私 学 事 業 団 共 済 事 業 本 部	〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 ☎03(3813)5321(代表)
札 幌 ガーデンパレス 共 済 業 務 課	〒060-0001 札幌市中央区北1条西6-3-1 ☎011(222)6234(直通)
仙 台 ガーデンパレス 共 済 業 務 課	〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎022(299)6231(直通)
名 古 屋 ガーデンパレス 共 済 業 務 課	〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎052(957)1388(直通)
大 阪 ガーデンパレス 共 済 業 務 課	〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06(6393)9701(直通)
広 島 ガーデンパレス 共 済 業 務 課	〒732-0052 広島市東区光町1-15-21 ☎082(262)1134(直通)
福 岡 ガーデンパレス 共 済 業 務 課	〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎092(752)0651(直通)

注「東京ガーデンパレス」及び「京都ガーデンパレス」には、相談窓口はありません。

運 営 組 織

役 員 等

(令和8年6月1日現在)

役員等

理 事 長	福 原 紀 彦
理 事	江 崎 典 宏
	吉 田 博 之
	吉 田 秀 樹
	乗 田 憲
	白 井 秀 樹
	(非常勤)
	川 並 弘 純 (東京聖徳学園理事長・学園長、 聖徳大学学長、聖徳大学短期大学部学長)
	汲 田 伸一郎 (日本医科大学教授)
	近 藤 彰 郎 (八雲学園理事長)
	日比谷 潤 子 (国際基督教大学名誉教授)
監 事	永和田 隆 一
	(非常勤)
	廣 岡 康 久
運用担当 責任者	松 尾 勝

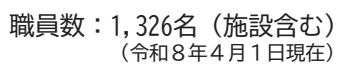
共済運営委員会委員

会 長	谷 岡 一 郎 (谷岡学園理事長、大阪商業大学学長)
	青 木 洋 介 (武蔵野学園理事、 むさしの学園小学校校長)
	内 田 和 也 (桜丘中学高等学校教頭)
	大 村 陽之介 (大村文化学園理事長)
	奥 田 吾 朗 (大阪国際学園理事長)
	木 俣 博 史 (東京理科大学事務総局 野田統括部部長)
	権 丈 英 子 (亜細亜大学経済学部長、教授)
	公 江 茂 (武庫川学院特別顧問兼監査室室長)
	齋 地 彩 (光塩女子学院中等科・高等科教頭)
	鈴 木 弘 (香蘭女学校理事長)
	鈴 木 友 菜 (パール幼稚園主任)
	角 谷 正 雄 (金城幼稚園園長)
	西 原 廉 太 (立教学院院長、立教大学総長)
	服 部 勇 樹 (東京都生活文化局私学部長)
	前 田 由 美 (株式会社三菱総合研究所医療・介護 DX本部シニアコンサルタント)
	松 村 綾 子 (第一生命保険㈱団体年金事業部 年金コンサルティング室長)
	武 藤 稔 彦 (東京聖徳学園総務部長 兼理事長室人事課長)
	森 浩太郎 (日本製薬工業協会理事長 特別補佐(総合政策部長))
	米 田 紀 子 (神戸グレース法律事務所代表者)
	渡 部 修 (関西大学人事局長)

運営審議会委員

会 長	小 原 芳 明 (玉川学園理事長・学園長)
	麻 生 隆 史 (第二麻生学園理事長)
	伊 藤 茂 昭 (シテューワ法律事務所 パートナー弁護士)
	大 隈 暁 子 (大隈暁子公認会計士事務所代表)
	北 山 禎 介 (㈱三井住友銀行名誉顧問)
	高 橋 裕 子 (津田塾大学学長)
	田 中 愛 治 (早稲田大学総長)
	谷 岡 一 郎 (谷岡学園理事長、大阪商業大学学長)
	古 沢 由紀子 (読売新聞東京本社編集委員)
	吉 田 晋 (富士見丘学園理事長)

組 織 図



私学事業団案内図

[本部・私学振興事業本部]



交通：J	R	線	飯田橋駅：西口	} 下車徒歩 8 分
			飯田橋駅：B2a出口	
			飯田橋駅：B2a出口	
			飯田橋駅：B2a出口	} 下車徒歩 6 分
			九段下駅：1番、7番出口	
			九段下駅：1番出口	
			九段下駅：1番出口	

[共済事業本部]

(東京ガーデンパレス4・5階)



交通：J	R	線	御茶ノ水駅：聖橋口	} 下車徒歩 5 分
			御茶ノ水駅：1番、2番出口	
			新御茶ノ水駅：B1出口	

私学事業団のご案内 令和8年度

編集・刊行：日本私立学校振興・共済事業団 企画室

発行：令和8年7月

日本私立学校振興・共済事業団

本部・私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)1321(代表)

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)

<https://www.shigaku.go.jp/>

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。